

「総量削減義務と排出量取引制度における優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（区分Ⅰ、Ⅱ）」（令和８年度認定申請用）

改正表

令和８年４月１日

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容
	Ⅰ	Ⅱ		
1	P.8	P.8	第２部 第１章 1 優良特定地球温暖化対策事業所の 仕組みの概要 (1) 認定の申請と効果	注釈の削除 ※基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度
2	P.9	P.9	第２部 第１章 1 優良特定地球温暖化対策事業所の 仕組みの概要 (2) 認定後の報告と認定の取消し	条例改正に伴う追記 トップレベル事業所は、認定申請の翌年度から認定期間の終了年度まで、毎年度、認定基準に継続して適合していることを自ら評価し、都に報告する。 都は、当該報告の内容を確認し、運用対策の取組状況などが条例に定める認定基準に適合しなくなったと認めるとき（適合状況報告を提出しなかった場合を含む。）、又は虚偽があったと認めるときは、認定を取り消すものとする。 また、都は、認定後に認定申請の内容について、虚偽があったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。 なお、認定を取り消す期間については、アからウまでのとおりとする。 ア 都が、適合状況報告の内容について、認定基準に適合しなくなったと認めた場合 その認めた日の属する年度の翌年度以降の期間とする。 イ 都が、適合状況報告の内容に虚偽があったと認めた場合 当該適合報告を行った年度以前で最後に認定申請を行った年度以降の期間とする。 ただし、当該適合報告を行った年度以降に別途認定申請を行っている場合は、前述の期間のうち、その申請を行った年度の前年度までとする。 ウ 都が、認定申請の内容に虚偽があったと認めた場合 当該認定申請を行った年度以降の期間とする。 ただし、当該認定申請を行った年度以降に別途認定申請を行っている場合は、前述の期間のうち、その申請を行った年度の前年度までとする。

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容
	I	II		
3	P.32	P.32	第2部 第4章 1 基準適合状況の報告 (4) 総合得点に変動がある場合の対応と認定の取扱い イ(ア) 取組の程度の低下がある場合	条例改正に伴う削除 地球温暖化対策の取組の程度の低下があり、かつ、総合得点が下がって、認定基準に適合しなくなった場合には、都は認定の変更又は取消しを行うものとする。当該認定の変更又は取消しは、原則として事業者から提出された報告書の内容を基に行うが、当該報告書における地球温暖化対策の取組の程度に係る内容に虚偽又は錯誤があった場合には、当該虚偽又は錯誤を都が修正することによって認定の変更又は取消しを行うこともある。
4	P.34	P.34	第2部 第4章 2 認定の変更又は取消し後の特例措置	条例改正に伴う追記 (2) 認定の変更又は取消しのときに事業者から提出された報告書において地球温暖化対策の取組の程度に係る内容に虚偽又は錯誤があった場合であって、当該虚偽又は錯誤を都が修正することによって認定の変更又は取消しを行ったとき。 (3) 認定の取消しのときに事業者から提出された報告書において地球温暖化対策の取組の程度に係る内容に虚偽があったとき。
5	P.57	-	第3部 第2章 1 評価書・調書の作成上の留意点 (5) その他の留意点	メーカー回答書の押印削除 メーカー回答書を根拠書類とする場合は、その書類（電子ファイルを含む。）に日付、メーカー名、責任者の氏名、部署名、連絡先、押印（認印、電子印鑑を含む。）が必要となる。
6	-	P.56	第3部 第2章 1 評価書・調書の作成上の留意点 (4) その他の留意点	メーカー回答書の押印削除 メーカー回答書を根拠書類とする場合は、その書類（電子ファイルを含む。）に日付、メーカー名、責任者の氏名、部署名、連絡先、押印（認印、電子印鑑を含む。）が必要となる。

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容
	I	II		
7	P.59 - P.60	-	第3部 第2章 2 評価書の作成方法 (1) 第1号様式その2、その19 (メインシート) イ 事業所の概要	定義等の修正 (キ) 基準一次エネルギー消費量 基準一次エネルギー消費量は、基準排出量に相当する一次エネルギー消費量とし、次のア) からウ) までの場合に 応じ、それぞれの項に定める値とする いずれかに該当するものとする。 ア) 基準排出量が過去の排出量の平均値である場合で、 基準排出量の算定に用いた各年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載されている年度分の一次エネルギー消費量の平均値 イ) 基準排出量が排出標準原単位を用いた算定値である場合 認定基準 別表第7に規定される標準一次エネルギー原単位に、用途別の延床面積を乗じて合計した値 ウ) 基準排出量が ア) 及びイ) のどちらにも該当しない過去の排出量の平均値 や標準排出原単位で決定されていない事業所の場合は、認定申請前年度の年間の一次エネルギー消費量を 基準排出量の算定方法によって算定された前年度CO₂排出量 で除して算出した係数 (G J/t-CO ₂) を基準排出量に乗じて算出した値 なお、ウ) の基準排出量の算定方法によって算定された前年度CO ₂ 排出量には、前年度CO ₂ 排出量の算定に用いた特定温室効果ガス排出量算定報告書の「(参考) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量 (基準年度の排出量算定用)」シートの値を使用することができる。
8	-	P.59	第3部 第2章 2 評価書の作成方法 (1) 第1号様式その2、その33 (メインシート) イ 事業所の概要	定義等の修正 (キ) 基準一次エネルギー消費量 基準一次エネルギー消費量は、基準排出量に相当する一次エネルギー消費量とし、次のア) 又は からイ) までの場合に 応じ、それぞれの項に定める値とする いずれかに該当するものとする。 ア) 基準排出量が過去の排出量の平均値である場合で、 基準排出量の算定に用いた各年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載されている年度分の一次エネルギー消費量の平均値 イ) 基準排出量がア) に該当しない過去の排出量の平均値 で決定されていない事業所の場合は、認定申請前年度の年間の一次エネルギー消費量を 基準排出量の算定方法によって算定された前年度CO₂排出量 で除して算出した係数 (G J/t-CO ₂) を基準排出量に乗じて算出した値

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容
	I	II		
				<p>なお、イ) の基準排出量の算定方法によって算定された前年度CO₂排出量には、前年度CO₂排出量の算定に用いた特定温室効果ガス排出量算定報告書の「(参考) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量 (基準年度の排出量算定用)」シートの値を使用することができる。</p>
9	P.61	P.60	<p>第3部 第2章 2 評価書の作成方法 (1) 第1号様式その2、その19 (メインシート) イ 事業所の概要</p>	<p>2025年度の認定申請に関する記載削除 前年度CO₂排出量実績、前年度一次エネルギー消費量実績 前年度CO₂排出量実績は、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に基づき、前年度のエネルギー使用量の実績値に排出係数を乗じて得た数値を記入する。ただし、2025年度に認定申請を行う場合、第4計画期間の特定温室効果ガス排出量算定報告書の様式を用いて、第4計画期間に適用される「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に基づき、電気の実排出係数、再生可能エネルギー電気の年間使用量、非化石証書の利用量等から算定される2024年度のCO₂排出量を記入する。 なお、電気の実排出係数について、小売電気事業者等から購入する電気の場合は、「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を使用する。この場合、小売電気事業者のメニュー別排出係数が都から公表される時期を踏まえ、9月末の認定申請時は仮の値（前年度の東京都エネルギー環境計画書制度における公表値、又は温対法における公表値）を使用することとし、都から東京都エネルギー環境計画書制度における公表値が公表された後に改めて数値を計算する。 前年度一次エネルギー消費量実績は、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に基づき、前年度のエネルギー使用量の実績値に、単位発熱量又は一次エネルギー換算係数を乗じて得た数値を記入する。ただし、2025年度に認定申請を行う場合、第4計画期間の特定温室効果ガス排出量算定報告書の様式を用いて、前年度一次エネルギー消費量実績を算定した数値とする。</p>
10	P.118以降 該当箇所	P.119以降 該当箇所	<p>第3部 第3章 2 各評価項目の解説 II、III</p>	<p>メーカー回答書の押印削除 根拠書類等 <input type="checkbox"/>メーカー回答書(押印書類)</p>

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容														
	I	II																
11	P.242	-	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 III 1a.17 空調 2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値の調整	検証チェック項目の追記 検証チェック項目 <input type="checkbox"/> インバータ周波数の下限実績値が、インバータ周波数下限値まで下がっていること、又はインバータ周波数下限値まで下がらない場合はインバータ周波数の下限実績値で評価していることを根拠書類で確認できるか。														
12	-	P.254	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 III 1b.13 空調 2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値の調整	検証チェック項目の追記 検証チェック項目 <input type="checkbox"/> インバータ周波数の下限実績値が、インバータ周波数下限値まで下がっていること、又はインバータ周波数下限値まで下がらない場合はインバータ周波数の下限実績値で評価していることを根拠書類で確認できるか。														
13	P.290	—	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 III 1f.7 情報通信施設の PUE の実績 第1号様式（第一区分事業所）その15	改正後（評価基準改正に伴う変更） 取組状況の程度・取組状況の評価点 <table border="1" data-bbox="931 794 2069 970"> <tr> <td>取組状況</td> <td>1.4 以下</td> <td>1.4 超 1.5 以下</td> <td>1.5 超 1.6 以下</td> <td>1.6 超 1.7 以下</td> <td>1.7 超</td> <td>把握できていない</td> </tr> <tr> <td>評価点</td> <td>1</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> <td>0.2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> 取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準 (1) 主たる用途が情報通信施設の場合は、前年度の I T 機器の電気使用量（消費エネルギー）及び付帯設備の電気使用量 ^{※1} を記入すると、PUE（Power Usage Effectiveness） ^{※2} の実績値、取組状況の程度及び評価点が自動計算される。 (2) I T 機器の電気使用量及び付帯設備の電気使用量の算定にあたっては、一般財団法人日本データセンター協会発行の「P U E 計測・計算方法に関するガイドライン」に従うものとする。 (3) 事業所内で情報通信施設に該当するテナントが複数ある場合、I T 機器の電気使用量及び付帯設備の電気使用量は、該当する全てのテナントの電気使用量を合算した数値とする。	取組状況	1.4 以下	1.4 超 1.5 以下	1.5 超 1.6 以下	1.6 超 1.7 以下	1.7 超	把握できていない	評価点	1	0.8	0.5	0.2	0	0
取組状況	1.4 以下	1.4 超 1.5 以下	1.5 超 1.6 以下	1.6 超 1.7 以下	1.7 超	把握できていない												
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0	0												

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容														
	I	II																
				<p>(4) 最大受電容量は、事業所の主たる用途が情報通信施設に該当する場合に記入し、稼働率は I T 機器の電気使用量、付帯設備の電気使用量及び最大受電容量を記入すると自動計算される。</p> <p>(5) 事業形態は、事業所の主たる用途が情報通信施設に該当する場合、該当する事業を全て選択する。</p> <p>※ 1 : 付帯設備の電気使用量とは、情報通信施設全体の消費エネルギーから I T 機器の消費エネルギーを除いたものとし、電力と電力以外の消費エネルギー(地域冷暖房の供給熱量、ガスや重油等の燃料等)とする。</p> <p>※ 2 : PUE (Power Usage Effectiveness) とは、情報通信施設データセンター全体の消費エネルギーを IT 機器全体の消費エネルギーで除した値とする。</p> <p>検証チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/>前年度の I T 機器の電気使用量及び付帯設備の電気使用量が漏れなく記入され、根拠書類と整合しているか。</p> <hr/> <p>改正前</p> <p>取組状況の程度・取組状況の評価点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組状況</th> <th>1.6 以下</th> <th>1.6 超 1.8 以下</th> <th>1.8 超 2.0 以下</th> <th>2.0 超 2.2 以下</th> <th>2.2 超</th> <th>把握できていない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点</td> <td>1</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> <td>0.2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準</p> <p>(1) 主たる用途が情報通信施設の場合は、前年度の PUE (Power Usage Effectiveness) ※¹の実績値を選択する。 なお、前年度の PUE の実績値を算出していない場合は、「把握できていない」を選択する。</p> <p>(2) PUE の算出方法については「トップレベル事業所等認定における東京都版 P U E 値の取扱いについて」(P.331) を参照のこと。</p>	取組状況	1.6 以下	1.6 超 1.8 以下	1.8 超 2.0 以下	2.0 超 2.2 以下	2.2 超	把握できていない	評価点	1	0.8	0.5	0.2	0	0
取組状況	1.6 以下	1.6 超 1.8 以下	1.8 超 2.0 以下	2.0 超 2.2 以下	2.2 超	把握できていない												
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0	0												

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容						
	I	II								
				<p>※1：PUE（Power Usage Effectiveness）とは、データセンター全体の消費電力量を IT 機器全体の消費電力量で除した値とする。</p> <p>検証チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/>前年度の PUE の実績値を、根拠書類で確認できるか。</p> <p><input type="checkbox"/>評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。</p>						
14	P.291	-	<p>第3部 第3章</p> <p>2 各評価項目の解説</p> <p>III 1f.8 情報通信施設の PUE の改善</p> <p>第1号様式（第一区分事業所）その15</p>	<p>改正後（評価基準改正に伴う変更）</p> <p>評価内容</p> <p>主たる用途が情報通信施設の場合、PUE の実績が 1.3 以下であるか。</p> <p>取組状況の程度・取組状況の評価点</p> <table border="1"> <tr> <td>取組状況</td> <td>1.3 以下</td> <td>1.3 超</td> </tr> <tr> <td>評価点</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準</p> <p>(1) 主たる用途が情報通信施設の場合、III 1f.7 情報通信施設の PUE の実績において、PUE が 1.3 以下であるときは評価点が自動計算される。</p> <p>検証チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/>前年度の IT 機器の電気使用量及び付帯設備の電気使用量が漏れなく記入され、根拠書類と整合しているか。</p>	取組状況	1.3 以下	1.3 超	評価点	1	0
取組状況	1.3 以下	1.3 超								
評価点	1	0								

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容						
	I	II								
				<p>改正前</p> <p>評価内容 主たる用途が情報通信施設の場合、PUE の実績が 1.4 以下であるか。</p> <p>取組状況の程度・取組状況の評価点</p> <table border="1"> <tr> <td>取組状況</td> <td>1.4 以下</td> <td>1.4 超</td> </tr> <tr> <td>評価点</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準 (1) 主たる用途が情報通信施設の場合、前年度の PUE が 1.4 以下であるときは「1.4 以下」を選択する。</p> <p>検証チェック項目 <input type="checkbox"/> 前年度の PUE の実績値を、根拠書類で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。</p>	取組状況	1.4 以下	1.4 超	評価点	1	0
取組状況	1.4 以下	1.4 超								
評価点	1	0								
15	P.313	P.323	<p>第3部 第3章 2 各評価項目の解説 IV2.1 オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入</p>	<p>2025 年度申請に係る記載の削除</p> <p>取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準 (4) オフサイトの再生可能エネルギー発電設備が 2010 年度以降に発電開始されたものである場合は、追加性の有無の欄で「○」を選択する。なお、2025 年度申請においては、2009 年度に発電開始されたものである場合も、追加性の有無の欄で「○」を選択してもよい。</p>						

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容
	I	II		
16	P.316	P.326	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入	定義等の修正 取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準 (1) 再生可能エネルギー電気が購入されている場合は、前年度の再生可能エネルギー電気購入量の購入電力量 ^{※1} に対する割合を選択する。 (2) 再生可能エネルギー電気とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とし、非化石証書等を組み合わせた電力メニューで契約された電気を含む。 (3) 再生可能エネルギー電気購入量は、再生可能エネルギー電気契約の購入電力量に、再生可能エネルギー電気の 利用率割合 を乗じて得た数値とする。 (4) オンサイト又はオフサイト（ 評価項目IV2.1に該当するもの ）の再生可能エネルギー発電設備で事業所内の全ての電力を賄っている場合は、「購入電力無し」を選択する。 (5) バイオマス発電による電気の場合は、そのバイオマス燃料について資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」中、「3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築」に沿った燃料での発電による電気の評価対象とする。また、バイオマス燃料と化石燃料を混焼させる設備の年間電力量は、バイオマス燃料及び化石燃料等の合計定格エネルギー消費量に占めるバイオマス燃料の定格エネルギー消費量の割合を乗じたものを評価対象とする。 (6) 電気需給契約とは別に事業所自ら非化石証書等を調達している場合は、その非化石証書等は本評価項目の評価対象には含めない。 (7) 「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて 再生可能エネルギー電気購入量 排出量を算定する事業所は、仮の値（前年度の東京都エネルギー環境計画書制度における公表値）を使用することとし、都から東京都エネルギー環境計画書制度における公表値が公表された後に改めて割合を選択する。 ※1：購入電力量とは、 小売電気事業者等から購入した電力のうち 、事業所で消費する電力量とし、 オンサイト又はオフサイト（評価項目IV2.1に該当するもの）の発電設備による電力量を含まない 。購入電力量と事業所の消費電力量が異なる場合は、特定温室効果ガス 排出量 の算定 ガイドライン に関する案内による算出方法による。

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容
	I	II		
17	P.318	P.327	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 IV3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入	定義等の修正・2025年度申請に関する記載削除 取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準 (1) 追加性等のある再生可能エネルギー電気が購入され、次のアからイまでの全てに該当する場合は、前年度の追加性等のある再生可能エネルギー電気購入量の購入電力量に対する割合を選択する。 (2) 追加性等のある再生可能エネルギー電気は、次のア及びイに該当する電気とする。 ア 再生可能エネルギー発電設備が2010年度以降に発電開始されたものである。 イ バイオマス発電による電気の場合は、そのバイオマス燃料について資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」中、「3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築」に沿った燃料での発電による電気を評価対象とする。 (2) 追加性等のある再生可能エネルギー電気購入量は、再生可能エネルギー電気契約の購入電力量に、追加性等のある再生可能エネルギー電気の割合を乗じて得た数値とする。 (3) 再生可能エネルギー発電設備のリパワリング、増設等は、評価の対象外とする。 (4) 「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて 再生可能エネルギー電気購入量排出量 を算定する事業所は、仮の値（前年度の東京都エネルギー環境計画書制度における公表値）を使用することとし、都から東京都エネルギー環境計画書制度における公表値が公表された後に改めて割合を選択する。 (5) 2025年度申請においては、2009年度に発電開始された再生可能エネルギー発電設備の電気も追加性等があるものとして評価してもよい。 検証チェック項目 <input type="checkbox"/> 追加性等のある 再生可能エネルギー電気の年間購入電力量に対する割合が選択され、根拠書類と整合しているか。
18	P.319	P.328	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 IV4.1 駐車場のZEV充電設備の整備	判断基準の追加 取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準 (4) 事業所の敷地内に（自走式）駐車場が無い場合は、「駐車場無し」を選択する。

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容
	I	II		
19	P.324	P.334	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 V 1.3 CO ₂ 排出量の削減実績	根拠書類等の追加 <input type="checkbox"/> 根拠書類等 <input type="checkbox"/> 基準排出量決定通知書
20	P.325	P.335	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 V 1.4 一次エネルギー消費量の削減実績	根拠書類等の追加 <input type="checkbox"/> 根拠書類等 <input type="checkbox"/> 基準排出量決定申請書 <input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量算出に関する計算書類
21	P.326	P.336	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 V 1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合	定義等の修正 <input type="checkbox"/> 取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準 イ オフサイトの再生可能エネルギー発電設備（評価項目IV2.1に該当するもの自己託送、PPA）の発電量
22	P.327	P.337	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 V 1.6 特定温室効果ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績	2025年度申請に関する記載削除 <input type="checkbox"/> 取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準 2025年度に認定申請を行う場合、2024年度実績を第3計画期間の算定方法で排出量を算定する。 <input type="checkbox"/> 検証チェック項目 <input type="checkbox"/> 2025年度に認定申請を行う場合、2024年度実績を第3計画期間の算定方法で排出量が算定されていることを、根拠書類で確認できるか。

#	ページ(区分)		対象箇所	改正内容
	I	II		
23	P.329	P.339	第3部 第3章 2 各評価項目の解説 V 2.1 気候変動への適応	判断基準の変更 <u>取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準</u> (3) 災害時用の自家発電設備等の設置の評価は、次のアからウまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。 ウ 事業所内に再エネ発電設備、又は蓄電池、とともにV2B※ ² 充電設備のうちいずれかを 設置し、系統電力の停電時に当該設備 により の いずれか から建物使用者が一時的に滞在する場所への電力供給が可能となっている。
24	削除	-	トップレベル事業所等認定における東京都版 PUE 値の取扱いについて	削除